

2. 推進にあたっての留意点

(1) 職員の意識改革と情報活用能力の向上

職員の意識改革

電子自治体化推進は、ITを活用することにより町民要望の把握や町民が求める情報サービスの提供を、組織として、あるいは職員個々が業務の中で常に意識することが必要になります。

また、効率的で円滑な行政運営を目指すためには、今以上の顧客志向とコスト意識も必要となります。

職員の情報活用能力の向上

IT活用を業務効率化に役立てるためには、情報環境の整備と職員の情報を活用する能力の向上が欠かせません。

町ではこれまでに幾度のパソコン等機器整備とアプリケーション整備を行って来ましたが、機器やソフト活用は主として事務の効率化に役立てるものに限定したものでした。

電子自治体は、町民と行政の接点を電子化することで情報サービスを提供することであり、それに対応するための機器やシステム導入を進め、職員研修や操作教育を通じて情報活用能力の向上を図ることで、職員自らがサービス提供の方策を立案構築していくことができる環境整備が必要となります。

(2) 業務改善(BPR)の実施

電子自治体の構築とはITのメリットを最大限に活かし、住民サービスの向上及び行政事務の迅速化・簡素効率化を図ることにあります。したがって、ITの活用いきなり取り組むのではなく、その前に業務改善(BPR)を実施することが前提となります。

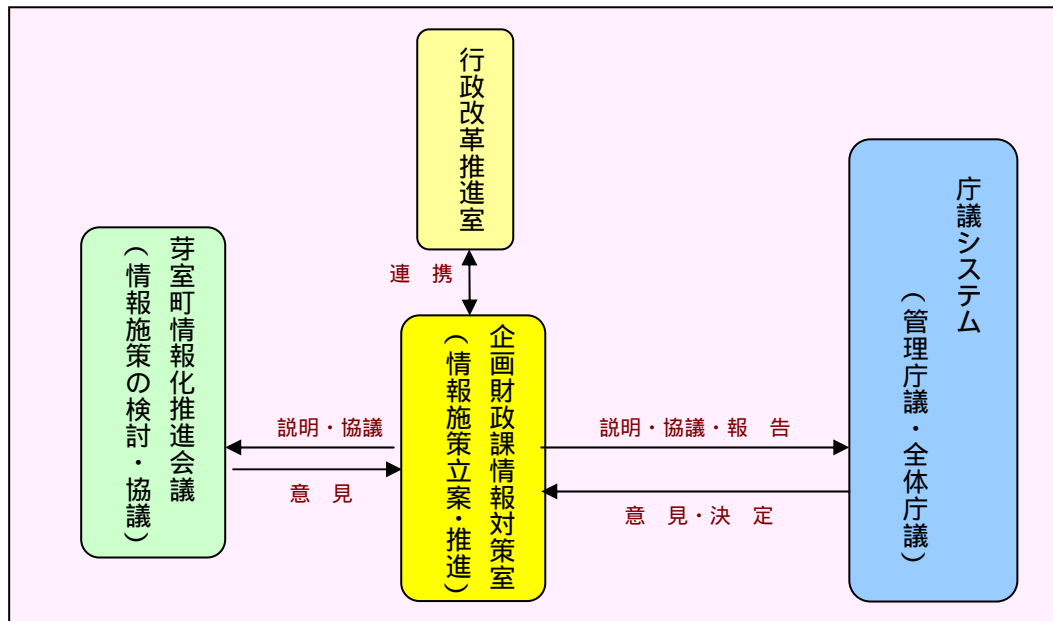
限られた財政・職員で多様な施策を企画・立案・実施していくためには、単純な人員削減では限界があることから、非効率な業務のやり方をできるだけ簡素なものに改め、簡素で効率的な行財政システムに変えることが必要となります。この簡素化の過程で、ITを活用することで効率的に処理できる部分について、はじめてシステム化を進めることとします。

B P R
BusinessProcessRe-Engineering: ビジネス プロセス
リエンジニアリングの略。
業務全体を対象として効率
や生産性を改善するた
めに、業務全体を全面的
に見直し、再構築すること。

(3) 庁内の推進体制

電子自治体の構築は庁内の全部門が対象となり、計画的で効率的な推進を図るためには、部課間の連携と調整が不可欠となります。また、業務改善（BPR）は全庁的に推進すべきことから、庁内における横断的な推進体制を構築する必要があります。

庁内推進体制



(4) 条例・規則等の整備

行政運営においては、行政文書や申請、手続きなどの大部分が「紙」、「書面」による提出を基本としています。更に行政運営の基本となる各種の条例・規則も、一部電子システムへの対応はありますが、紙文書主義を前提として規定されています。

このため、電子自治体を実現するためには、電子情報を紙情報と同じに扱うことができるように、関係する条例・規則の改正等が必要になります。